

【ご連絡】新型コロナウイルス感染拡大に伴う特定原産地証明書の交付方法の変更について  
「窓口交付の中止・郵送交付に限定」 ※5月11日以降、当面の間継続します

2020年4月14日

(2020年5月1日更新)

日本商工会議所

新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともない政府から「人と人との接触機会」の削減要請を受けており、また、経済産業省から指定を受けて特定原産地証明書を発給していることから、下記のとおり、新型コロナウイルス感染防止対策として特定原産地証明書の窓口での交付を中止し、全ての証明書をレターパックでの郵送により交付することといたします。

不便をおかけいたしますが、申請者および発給事務所担当者の感染リスク低減および証明書発給業務の継続のため、何卒ご理解・ご協力のほどよろしく願いたします。

## 記

### 1. 期間

4月17日(金)朝8時～当面の間 ※終了時期が決まり次第、ご案内します

- ・上記期間中は、証明書の発給申請の際、システムで「郵送」交付のみ選択可能となります(窓口交付は選択できません)
- ・上記開始までのご申請は、今まで通り、窓口を選択された場合は、窓口での受け取りとなります。

### 2. 対象事務所

全事務所(全国26カ所)

### 3. 受取・支払方法について

(今まで) (これから)

「窓口・現金」 ⇒ 「郵送・クレジット決済」 or 「郵送・事前振込」

「窓口・後日払い」 ⇒ 「郵送・後日払い」

※事前振込は日本商工会議所での入金確認にお時間をいただきますので、クレジット決済を推奨しています。

※郵送による交付依頼の方法については、以下のマニュアルをご参照ください。

(1) クレジット決済マニュアル

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/credit.pdf>

(2) 事前振込マニュアル

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/201904furikomi.pdf>

(3) 後日郵送依頼マニュアル

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/gojitsu.pdf>

#### 4. よくあるご質問

Q. 乙仲や代行業者がクレジット決済や事前振込で支払うことはできますか。

A. 発給システムのID・PWをお持ちであれば可能です。以下のマニュアルに沿って、クレジット決済や事前振込でお支払いください。

・クレジット決済マニュアル <https://www.jcci.or.jp/gensanchi/credit.pdf>

・事前振込マニュアル <https://www.jcci.or.jp/gensanchi/201904furikomi.pdf>

※事前振込でお支払いいただく場合、振込人名義は発給申請された会社名としてください  
(入力可能桁まで、「株式会社」等は省略)。

クレジットカード決済の場合は、カードの名義が発給申請された会社名でなくても差し支えありません。

Q. 郵送料はいくらですか。

A. 発給手数料に、郵送料 520 円が加算されます。レターパックプラスにより郵送するための実費分となります。

Q. 証明書をまとめて送ってもらうことはできますか。

A. 可能です。発給申請が承認された後、システムで「クレジット決済」または「事前振込連絡」(後日請求の場合は「後日郵送依頼」)を入力する際、複数の発給受付番号を選択いただくと、証明書をまとめて受け取ることができます。

Q. 証明書をまとめて送ってもらう際、証明書の件数などに上限はありますか。

A. 特に上限はありません。

Q. 証明書ごとに別々の宛先に送ってもらうことはできますか。

A. 可能です。「クレジット決済」や「事前振込連絡」、「後日請求郵送依頼」を、ご希望の郵送先ごとに分けてご入力ください。

Q. 在宅勤務中のため、職場ではなく自宅に証明書を送ってもらうことはできますか。

A. 可能です。郵送先の住所に自宅住所を入力していただければ、ご自宅宛てに証明書を郵送いたします。

Q. 証明書の郵送状況を教えてもらえますか。

A. 発給システムで状態が「交付済み」になっていれば、証明書を発送済みの状態です。証明書を発送した後の郵送状況についてはお答えできかねますので、ご承知置きください。

Q. 急いで特定原産地証明書を受け取りたいのですが、窓口で受け取れますか。

A. 政府(経済産業省)からの要請により、特定原産地証明書については全国一律で窓口交付を停止いたしますので、お急ぎの場合であっても窓口での交付はできかねます。発給申請の際、できる限り余裕をもってご申請いただきますよう、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、事前振込は日本商工会議所での入金確認にお時間をいただきますので、クレジットカードをお持ちの方にはクレジット決済を推奨しています。

- Q. 従業員個人名義のクレジットカードを使用して、手数料を支払うことはできるでしょうか。
- A. 可能です。また、領収書は発行いたしません、クレジットカード利用明細（控）を印刷することができます（詳細は以下のマニュアルをご確認ください）。自社内での経理処理が可能な旨を、自社の経理担当者にご確認のうえご利用ください。

・クレジットカード決済マニュアル <https://www.jcci.or.jp/gensanchi/credit.pdf>

- Q. クレジット決済で「複写」を選択した場合、クレジットカード情報は複写されますか。

A. クレジットカード情報は複写されません。恐れ入りますが、再度ご入力をお願いします。

- Q. 後日払いを利用したいです。どのようにすればいいですか。

A. 新しく後日払いを希望される場合は、まず、以下の要件に該当するかをご確認ください。

（後日払いの要件）

直近2ヵ月のいずれの月においても、1ヵ月あたりの証明書受給件数が10件以上、または、1ヵ月あたりの手数料支払い額の合計が2万5千円以上の企業

該当する企業の方は、日本商工会議所国際部あてに、誓約書（以下の案内にひな形を掲載）をご提出ください。誓約書が前月末の7営業日前までに到着すれば、翌月の発給申請分の発給手数料から後日振込の対象となります。

・発給手数料の後日振込払いの要件等について

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/gojitsunagare.pdf>

- Q. 4月17日8時以前に窓口交付で発給申請した場合に、窓口で受け取りができないことはありませんか。

A. 発給審査で保留になった場合などは、窓口受け取りを選択することができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

- Q. 非特惠原産地証明書を窓口で受け取りに行く際、特定原産地証明書を受け取ることはできますか。

A. 政府からの要請を受け、日本商工会議所の発給する特定原産地証明書については全国一律で窓口交付を停止いたします。各地域の商工会議所の発給する非特惠原産地証明書を受け取りにお越しいただいた場合も窓口での交付はできかねます。

- Q. 非特惠原産地証明書を郵送で受け取ることはできますか。

A. 非特惠原産地証明書は、特定原産地証明書とは異なり、各地域の商工会議所が発給を行っていますので、恐れ入りますが申請されている商工会議所にお問合せください。

以 上